

## 住居確保給付金再支給対象者の拡大について

### 【特例措置】

平成27年4月1日以降に住居確保給付金の受給が終了した方で、会社の都合による解雇以外の理由による離職等や当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらない事由（やむを得ない休業等）により収入が減少した場合にも、再支給の申請が可能となります。

申請可能期間	令和3年2月1日から 令和4年12月31日まで
住居確保給付金 受給期間	3カ月 <b>【重要】支給期間の延長は 出来ません。</b>
要件	新規申請と同じ。 詳しくは「住居確保給付金のしおり」を 確認してください。
申請に必要なもの	新規申請と同じ。 詳しくは「住居確保給付金のしおり」を 確認してください。
受給中の義務	申請者の状態（「離職・廃業」か「休業等 による減収」か）によって義務が異なり ます。 詳しくは「住居確保給付金のしおり」を 確認してください。
その他	特例措置による再支給の申請は、 <b>1度限り</b> です。 （例）再支給で2月から4月まで受給 した方は、改めて5月に特例措 置による再支給の申請はできま せん。